

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

多治見市は、良質な陶土に恵まれ、古くから陶磁器やタイルなどの美濃焼の産地として発展してきた。さらに、鉄道や高速道路網により名古屋圏、東京圏への交通アクセスにも優れ、陶磁器商社等の卸売・小売業が栄えてきた。また、市内の事業所の9割以上が中小企業者であり、全国と比較すると製造業の割合が高く、特に窯業・土石製品製造業の割合が高い。しかしながら、こうした事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状態である。人口の年齢構成についても全国と比較すると年少人口及び生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合は高くなっている。

人口減少や少子化・高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要が減少し、安価な海外製品が流入し国際的な競争が激しくなるなど、市内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は激しさを増しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。そこで、多治見市では生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

#### (2) 目標

多治見市では、多治見市産業・観光振興計画や平成30年7月1日施行を予定している多治見市中小企業・小規模企業振興条例において、他の支援団体と連携して中小企業振興施策を実施し、市政を伸展させることを目標としている。よって、認定支援機関を始めとする支援団体との連携をはかり、中小企業者の生産性向上を促し、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年10件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

多治見市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

多治見市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が多治見市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光発電設備については、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

多治見市の産業は、市の中心部、周辺部の市街地、山間地等の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

多治見市の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が多治見市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。

(3) 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。